

四日市市告示第 2 1 5 号

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービスの実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービスの実施に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービスの実施に関する要綱（平成 2 9 年四日市市告示第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（基準緩和サービス事業に係る費用の額）</p> <p>第 8 条 基準緩和サービスの事業の実施に係る費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じて、当該各号に掲げる金額とし、市長は、この金額から次条に規定する利用料を控除した額を委託料として受託者に支払うものとする。ただし、基準緩和通所型サービスについては、当該事業を開始した月から 1 2 カ月以内は、委託料の月額が <u>4 9, 3 5 0 円</u> に満たない場合は、<u>4 9, 3 5 0 円</u> を委託料として支払うものとする。</p> <p>(1) 基準緩和訪問型サービス 利用者 1 人につき 1 回あたり <u>1, 8 0 0 円</u></p> <p>(2) 基準緩和通所型サービス 利用者 1 人につき 1 回あたり <u>2, 6 0 0 円</u></p>	<p>（基準緩和サービス事業に係る費用の額）</p> <p>第 8 条 基準緩和サービスの事業の実施に係る費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じて、当該各号に掲げる金額とし、市長は、この金額から次条に規定する利用料を控除した額を委託料として受託者に支払うものとする。ただし、基準緩和通所型サービスについては、当該事業を開始した月から 1 2 カ月以内は、委託料の月額が <u>4 7, 2 5 0 円</u> に満たない場合は、<u>4 7, 2 5 0 円</u> を委託料として支払うものとする。</p> <p>(1) 基準緩和訪問型サービス 利用者 1 人につき 1 回あたり <u>1, 7 0 0 円</u></p> <p>(2) 基準緩和通所型サービス 利用者 1 人につき 1 回あたり <u>2, 5 0 0 円</u></p>

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部高齢福祉課)